

◎新潟県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年6月11日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ショートステイ胎内まごころの里きのと	新潟県胎内市大出730番地1	社会福祉法人真心福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成31年4月10日	令和元年5月10日
萌気園ヘルパーステーション・24	新潟県南魚沼市二日町205番地6	医療法人社団萌気会	訪問介護	平成31年4月24日	令和元年5月31日
みどりケアセンター	新潟県五泉市村松甲5600番地1	特定非営利活動法人心つくし会	訪問介護	令和元年5月21日	令和元年5月31日